

官用自動車点検等業務仕様書

1 対象物品

別紙、令和8年度自動車点検整備等委託車両及び整備内容等一覧表（以下「一覧表」という。）に定める自動車とする。

なお、台数及び数量については予定であり、変動することもあるので、契約相手方は予定台数及び数量に変更があっても異議を申し立てないこと。

一覧表以外の整備（消耗部品の交換、調整等をいう。以下同じ。）については、契約相手方が点検を実施した結果、整備が必要であると判断した場合に、分任支出負担行為担当官が任命した監督職員に連絡のうえ指示を受けるものとする。

2 請負内容

(1) 契約相手方は、盛岡森林管理署庁舎敷地内より車両を引き取り、点検・検査等を実施の上、庁舎敷地内に返還するものとする。

(2) 一覧表及び入札書（内訳書）における件名の内容は次のとおりとする。

ア 定期点検とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号、以下「法」という。）

第48条に基づく点検整備とする。

イ 継続点検とは、法第62条に基づく検査とする。

ウ 基本点検技術料とは、法第48条に基づく自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）において規定する全ての項目の点検作業をいう。

エ 保安検査確認とは、法第62条に定める継続検査に係るものとする。

オ 継続検査代行とは、自動車検査証の交付に係る事務手続の代行料金をいい、申請に必要な継続検査申請書は契約相手方が自己の負担において用意するものとする。

カ 車内清掃とは、車内の粉じん等ゴミの除去、ゴムマットの清掃及び樹脂並びに鉄製部分の拭き掃除の作業をいう。

外回り清掃とは、外回りの洗浄、拭き掃除の作業をいう。

キ エンジンオイル交換には、エンジンオイル（部品）代金を含むものとする。エンジンオイルについては、API規格（ガソリン車についてはSG品質を、ディーゼル車についてはCF-4品質を基準とする。）のものとし、該当車種に適したエンジンオイルを使用すること。

なお、エンジンオイル量は、1台当たり5リットルを交換すると想定して算定することとし、精算金額は実際のオイル交換量に1リットル当たりの単価を乗じて算出した金額を採用するものとする。

ク 別途発注

上記以外の業務については、分任支出負担行為担当官等が任命した監督職員と契約相手方による協議により決定するものとする。

3 整備の追加

(1) 契約相手方は、上記1の定めにより、点検等を実施しようとするとき、又は実施した結果、一覧表に定められた内容以外の追加整備が必要と判断した場合は、直ちに分任支出負担行為担当官等が任命した監督職員に通知するとともに、その追加整備項目が頭書の契約単価に定めのないときは、当該追加整備にかかる費用の見積りを当該車

両の使用者である官署の長あて提出するものとする。

- (2) 当該車両の使用者である官署の長は、契約単価に定めのない部分の追加整備について前項の契約相手方の通知内容及び費用が適当であると判断した場合は、別途の請負契約を契約相手方と締結するものとする。

4 保証

契約相手方は、当該業務の完了後6か月、又は当該業務を実施した対象車両が、業務を完了したときから走行距離が1万キロメートルに達したときのいずれか早い日までの期間において、業務を実施した箇所に、当該業務が原因で不具合が生じた場合であって、かつ、その不具合が当該業務が原因で生じたものと契約相手方が認めるときは、その不具合箇所を契約相手方の負担において再度整備するものとする。その他、保障の詳細は、契約相手方の発行する整備保証書による。

5 代金の請求及び支払

- (1) 契約相手方は、業務の履行を完了し分任支出負担行為担当官等が任命した検査職員の検査に合格したときは、毎月分若しくは数か月分を取りまとめ、適法な請求書により履行した数量に頭書に定める契約単価を乗じた金額を分任支出負担行為担当官に請求することができる。
- (2) 分任支出負担行為担当官等は、前項の支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に代金を契約相手方に支払わなければならない。ただし、受理した支払請求書が不当のため、契約相手方に返送した場合には、分任支出負担行為担当官等がその返送した日から契約相手方の適法な請求書を受理した日までの期間は、これを約定期間に算入しない。

6 その他

契約相手方は、車両の返還にあたっては、分任支出負担行為担当官等が任命した検査職員に点検結果を説明するとともに、交換部品があった場合は、取り外した使用済み部品を提示する等、業務が確実に完了したことを明らかにすること。

また、その際は、整備した全ての内容を明瞭に記載した点検整備記録簿を提出すること。

なお、整備内容が多項目にわたり、点検整備記録簿への明記が困難である等の場合は、整備した内容を全て記録した書面を併せて提出すること。

令和8年度 自動車点検整備等委託車両及び整備内容等一覧表

No.	署 等	管理番号 登録番号	車台番号	車名		型式	ガソリン ディーゼル	自賠責保険期間		自動車重量税 (次期)	自賠責保険料 (次期)	自動車重量 税	自賠責保 険料	取 得 年 度	登 録 ・ 交 付 年 月 日	車 検 満 了 日	車 検 実 施 予 定 月 期 点 検 又 は	継続点検(車検)					定期点検	車 内 及 び 外 回 り 清 掃	エ ン ジ ン オ イ ル 交 換	
				メーカー	車種			自	至									基本点検 技術料	エンジン、下廻 り スチーム洗浄	下廻り防 錆塗装	保安検査 確認	継続検査 代行				基本点検 技術料
1	盛岡署	06-472 岩手400え8089	TT2-400379	スバル	サンバートラック	LE-TT2	ガソリン	R8.3.18	R10.3.18	自家用 軽自動車 検査対象車 2年	自家用 軽自動車 検査対象車 本土24ヶ月			H19	H20.2.25	R10.2.24	R9 1							○		○
2	盛岡署	06-489 岩手580せ4437	JM23W-600144	マツダ	オフロード	ABA-JM23W	ガソリン	R7.10.18	R9.10.18	自家用 軽自動車 検査対象車 2年	自家用 軽自動車 検査対象車 本土24ヶ月			H20	H20.9.18	R9.9.17	R8 8							○		○
3	盛岡署	06-374 盛岡480あ5316	DA63T-433872	スズキ	キャリイ	EBD-DA63T	ガソリン	R8.4.23	R10.4.23	自家用 軽自動車 検査対象車 2年	自家用 軽自動車 検査対象車 本土24ヶ月			H17	H28.8.19	R10.3.23	R9 3							○		○
4	盛岡署	05-811 岩手501は727	J210E-0032890	トヨタ	ラッシュ	CBA-J210E	ガソリン	R7.4.4	R9.4.4	自家用 乗用 車両重量1.5トンまで 2年	自家用 乗用 本土 24ヶ月	34,200	17,650	H21	H22.3.26	R9.3.25	R9 2	○	○	○	○	○				○
5	盛岡署	05-812 岩手501は726	J210E-0032900	トヨタ	ラッシュ	CBA-J210E	ガソリン	R7.4.4	R9.4.4	自家用 乗用 車両重量1.5トンまで 2年	自家用 乗用 本土 24ヶ月	34,200	17,650	H21	H22.3.26	R9.3.25	R9 2	○	○	○	○	○				○
6	盛岡署	02-610 岩手400ち9170	SKP2MN-100408	日産	パネットバン	ABF-SKP2MN	ガソリン	R8.2.18	R9.2.18	自家用 小型貨物 車両総重量3.0トンまで 1年	自家用 小型貨物 本土 12ヶ月	17,100	12,850	H22	H23.1.20	R9.1.19	R8 12	○	○	○	○	○				○
7	盛岡署	02-611 岩手400ち9169	SKP2MN-100412	日産	パネットバン	ABF-SKP2MN	ガソリン	R8.2.18	R9.2.18	自家用 小型貨物 車両総重量3.0トンまで 1年	自家用 小型貨物 本土 12ヶ月	17,100	12,850	H22	H23.1.20	R9.1.19	R8 12	○	○	○	○	○				○
8	盛岡署	05-914 岩手501む4830	J210G-2000259	ダイハツ	ビーゴ	ABA-J210G	ガソリン	R7.11.22	R9.11.22	自家用 乗用 車両重量1.5トンまで 2年	自家用 乗用 本土 24ヶ月			H24	H24.10.24	R9.10.23	R8 10							○		○
9	盛岡署	05-948 盛岡300さ2174	NT32-511374	日産	エクストレイル	DBA-NT32	ガソリン	R8.4.5	R10.4.5	自家用 乗用 車両重量1.5トンまで 2年	自家用 乗用 本土 24ヶ月			H26	H27.3.5	R10.3.4	R9 2							○		○
10	盛岡署	05-949 盛岡300さ2175	NT32-511361	日産	エクストレイル	DBA-NT32	ガソリン	R8.4.5	R10.4.5	自家用 乗用 車両重量1.5トンまで 2年	自家用 乗用 本土 24ヶ月			H26	H27.3.5	R10.3.4	R9 2							○		○
11	盛岡署	05-990 盛岡300す7660	GA4W-0502508	三菱	RVR	DBA-GA4W	ガソリン	R8.4.9	R10.4.9	自家用 乗用 車両重量1.5トンまで 2年	自家用 乗用 本土 24ヶ月			H28	H29.3.9	R10.3.8	R9 2							○		○
12	盛岡署	05-991 盛岡300す7659	GA4W-0502469	三菱	RVR	DBA-GA4W	ガソリン	R8.4.9	R10.4.9	自家用 乗用 車両重量1.5トンまで 2年	自家用 乗用 本土 24ヶ月			H28	H29.3.9	R10.3.8	R9 2							○		○
13	盛岡署	05-1070 盛岡300た3288	NT32-314047	日産	エクストレイル	DBA-NT32	ガソリン	R7.4.3	R9.4.3	自家用 乗用 車両重量2.0トンまで 2年	自家用 乗用 本土 24ヶ月	32,800	17,650	R1	R2.3.3	R9.3.2	R9 2	○	○	○	○	○				○
14	盛岡署	06-719 盛岡480い8607	DA17V-505205	スズキ	エブリイ	HBD-DA17V	ガソリン	R7.2.14	R9.2.14	自家用 軽自動車 検査対象車 2年	自家用 軽自動車 検査対象車 本土24ヶ月	6,600	17,540	R2	R3.1.14	R9.1.13	R8 12	○	○	○	○	○				○
15	盛岡署	05-1142 盛岡300つ9181	SKE-102012	スバル	フォレスター	5AA-SKE	ガソリン	R8.4.3	R10.4.3	自家用 乗用 車両重量2.0トンまで 2年	自家用 乗用 本土 24ヶ月			R4	R5.3.3	R10.3.2	R9 2							○		○
16	盛岡署	05-1175 盛岡500と9939	5AA-MND1S	スズキ	クロスビー	MND1S-104572	ガソリン	R7.12.10	R11.1.10	自家用 乗用 車両重量1.5トンまで 3年	自家用 乗用 本土 37ヶ月			R7	R7.12.10	R10.12.9	R8 11							○		○
17	盛岡署	05-1176 盛岡500と9940	5AA-MND1S	スズキ	クロスビー	MND1S-104622	ガソリン	R7.12.10	R11.1.10	自家用 乗用 車両重量1.5トンまで 3年	自家用 乗用 本土 37ヶ月			R7	R7.12.10	R10.12.9	R8 11							○		○

6ヶ月点検

18	盛岡署	02-610 岩手400ち9170	SKP2MN-100408	日産	パネットバン	ABF-SKP2MN	ガソリン	R8.2.18	R9.2.18	自家用 小型貨物 車両総重量3.0トンまで 1年	自家用 小型貨物 本土 12ヶ月			H22	H23.1.20	R9.1.19	R8 7								○		○
19	盛岡署	02-611 岩手400ち9169	SKP2MN-100412	日産	パネットバン	ABF-SKP2MN	ガソリン	R8.2.18	R9.2.18	自家用 小型貨物 車両総重量3.0トンまで 1年	自家用 小型貨物 本土 12ヶ月			H22	H23.1.20	R9.1.19	R8 7								○		○